諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和7年6月19日(令和7年(行情)諮問第688号)

答申日:令和7年10月29日(令和7年度(行情)答申第505号)

事件名:行政文書ファイル「平成18年度決定1」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「行政文書ファイル(平成18年度決定1)に綴られた文書の全て」 (以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、別紙に掲げる各文書(以下、順に「文書1」ないし「文書23」といい、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年4月15日付け防官文第7 350号及び令和7年2月28日付け同第4146号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った開示決定及び一部開示決定(以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである。なお、添付書類は省略する。

(1) 原処分1について

電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、 『当該行政機関が保有しているもの』」(別件の損害賠償請求事件にお ける国の主張。別紙1(略))である。

本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定(かつその事実の隠蔽)であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

(2) 原処分2について

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。こ

れでは総務省情報公開・個人情報審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示(部分不開示)の 範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24 頁)と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」 になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求め られる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

- エ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。 開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。
- オ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか 念のため確認を求める次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年4月15日付け防官文第7350号により、本件対象文書のうち、文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、令和7年2月28日付け同第4146号により、本件対象文書のうち、文書2から文書23までについて、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及びその理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とした。

- 3 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2)審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3)審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第17 55号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏 まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該 当しない。
- (4)以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和7年6月19日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年7月17日 審議

④ 同年10月23日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当する として不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

- ア 本件開示請求は、行政文書ファイル「平成18年度決定1」につづられた文書の全ての開示を求めるものであったから、開示請求受付時点(平成31年2月14日)に当該行政文書ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。
- イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本 件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認でき なかった。
- (2) これを検討するに、上記(1) アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記(1) イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

- 3 不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 別表の番号1、4、7、10、13、16、19、22、25、28、31、34、37、40、43、46、49、52、55、58、61 及び64の不開示部分について
 - ア 当該部分には、異議申立人又は開示請求者の氏名、住所、電話番号 及び印影等が記載されていると認められる。
 - イ これを検討するに、当該部分は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (2) 別表の番号2、5、8、11、14、17、20、23、26、29、32、35、38、41、44、47、50、53、56、59、62及び65の不開示部分について
 - ア 当該部分には、防衛庁における担当者の内線番号が記載されている と認められる。
 - イ これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、これを否定することはできない。したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

- (3) 別表の番号3、6、9、12、15、18、21、24、27、30、33、36、39、42、45、48、51、54、57、60、63及び66の不開示部分について
 - ア 当該部分には、防衛庁において作成された文書に係る起案者、決裁 者及び担当者の氏名並びに印影等が記載されていると認められる。
 - イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁からおおむね次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ これを検討するに、当該部分を開示すると、特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの諮問庁の説明 は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 1 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- 4 審査請求人のその他の主張について
 - 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求との対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条 1 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

本件対象文書

- 文書1 行政文書開示決定通知書(平成17年11月18日付け防官文第87 38号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて(「答申書 の交付について(府情個第843号。平成18年4月4日)」のみ。)
- 文書2 行政文書不開示決定通知書(平成18年1月4日付防官文第21号) による不開示決定に係る異議申立てについて
- 文書3 行政文書開示決定通知書(平成17年10月28日付防官文第829 7号)に係る異議申立てについて
- 文書4 行政文書開示決定通知書(平成15年10月31日付け防官文第87 83号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書 5 行政文書不開示決定通知書(平成16年9月17日付け防官文第80 43号)による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書 6 行政文書開示決定通知書平成 1 5 年 1 1 月 1 7 日付け防官文第 9 1 3 3 号による開示決定に係る異議申立てについて
- 文書7 行政文書開示決定通知書(平成17年4月14日付け防官文第313 9号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書8 行政文書開示決定通知書(平成17年4月18日付け防官文第325 0号)による開示決定に係る異議申立てについて
- 文書9 行政文書開示決定通知書(平成16年11月11日付け防官文第92 99号)による開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書10 行政文書開示決定通知書(平成17年12月5日付け防官文第91 16号、第9117号、第9118号及び第9119号)による一 部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書11 行政文書開示決定通知書(防官文第3732号。平成17年5月6日)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書12 行政文書開示決定通知書(防官文第477号。平成18年1月26 日)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書13 行政文書開示決定通知書(平成17年11月18日付け防官文第8738号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて (「答申書の交付について(府情個第843号。平成18年4月4日)」を除く。)
- 文書14 行政文書開示決定通知書(防運訓第6688号。平成14年8月2 日)による一部開示決定処分に係る異議申し立てについて
- 文書15 行政文書開示決定通知書(平成16年9月22日付け防官文第81 39号)による不開示決定処分に係る異議申立について
- 文書16 行政文書不開示決定通知書(平成17年5月6日付け防官文第37 30号)による不開示決定処分に係る異議申立てについて

- 文書17 行政文書開示決定通知書(平成17年12月5日付け防官文第91 28号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書18 行政文書開示決定通知書(平成16年9月6日付け防官文第773 7号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書19 行政文書開示決定通知書(平成17年3月17日付け防官文第15 87号及び平成18年1月4日付け防官文第22号)による一部開 示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書20 行政文書開示決定通知書(平成18年1月4日付け防官文第6号) による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書21 行政文書不開示決定通知書平成16年9月6日付防官文第7740 号による不開示決定に係る異議申立てについて
- 文書22 行政文書開示決定通知書(平成17年4月14日付け防官文第31 38号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書23 行政文書開示決定通知書(平成16年3月15日付け防官文第22 10号)による開示決定に係る異議申立てについて

別表

別衣			
番号	本件対象	不開示とした部	不開示とした理由
	文書	分	
1	文書 2	1枚目、2枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、13枚目、	人を識別することができ、又は特定の
		16枚目及び2	個人を識別することはできないが、こ
		5枚目のそれぞ	れを公にすることにより、なお個人の
		れ一部	権利利益を害するおそれがあることか
			ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした。
2		11枚目の内線	国の機関が行う行政事務に関する情
		番号	報であり、これを公にすることによ
			り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法5条6号柱書きに該当するため不開
			示とした。
3		11枚目、13	個人に関する情報であり、これを公
		枚目及び26枚	にすることにより、個人の権利利益を
		目のそれぞれ一	害するおそれがあるとともに、国の機
		部(11枚目の	関が行う行政事務に関する情報であ
		内線番号を除	り、これを公にすることにより、当該
		⟨ 。)	事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
			れがあることから、法5条1号及び6
			号柱書きに該当するため不開示とし
			た。
4	文書3	1枚目、2枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、12枚目、	人を識別することができ、又は特定の
		15枚目及び2	個人を識別することはできないが、こ
		1枚のそれぞれ	れを公にすることにより、なお個人の
		一部	権利利益を害するおそれがあることか
			ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした。
5		10枚目の内線	国の機関が行う行政事務に関する情
		番号	報であり、これを公にすることによ
			り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
	<u> </u>		

いは必要な部外との連絡・調整は を来すなど、当該事務の適正な 支障を及ぼすおそれがあることが 法5条6号柱書きに該当するため 示とした。	遂行にいら、
支障を及ぼすおそれがあることが 法5条6号柱書きに該当するため	136,
法 5 条 6 号柱書きに該当するため	•
	か不開
コート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
かとした。	
6 10枚目、12 個人に関する情報であり、これ	1を公
枚目及び24枚 にすることにより、個人の権利利	削益を
目のそれぞれ一 害するおそれがあるとともに、[国の機
部(10枚目の 関が行う行政事務に関する情報	设であ
内線番号を除り、これを公にすることにより、	当該
く。) 事務の適正な遂行に支障を及ぼる	ナおそ
れがあることから、法5条1号』	支び6
号柱書きに該当するため不開え	きとし
た。	
7 文書4 1枚目、2枚 個人に関する情報であり、特別	どの個
目、12枚目、 人を識別することができ、又は特別では、12枚目、 人を識別することができ、又は特別を表現している。	寺定の
20枚目及び2 個人を識別することはできない。	jš, <u> </u>
1枚目のそれぞ れを公にすることにより、なお値	固人の
れ一部 権利利益を害するおそれがあるこ	ことか
ら、法5条1号に該当するためる	下開示
とした。	
8 10枚目の内線 国の機関が行う行政事務に関す	ける情
番号 報であり、これを公にすること	によ
り、偽計等の対象とされ、緊急	寺ある
いは必要な部外との連絡・調整し	こ支障
を来すなど、当該事務の適正な資	遂行に
支障を及ぼすおそれがあることだ	136,
法5条6号柱書きに該当するため	か不開
示とした。	
9 10枚目、12 個人に関する情報であり、これ	ルを公
枚目及び28枚 にすることにより、個人の権利利	引益を
目のそれぞれ一 害するおそれがあるとともに、	国の機
部(10枚目の関が行う行政事務に関する情報	设であ
内線番号を除り、これを公にすることにより、	当該
く。) 事務の適正な遂行に支障を及ぼっ	ナおそ
れがあることから、法5条1号別	及び6
号柱書きに該当するため不開え	きとし

			た。
1 0	文書 5	1 枚目、2 枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、11枚目、	人を識別することができ、又は特定の
		18枚目及び1	個人を識別することはできないが、こ
		9枚目のそれぞ	れを公にすることにより、なお個人の
		れ一部	権利利益を害するおそれがあることか
			ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした。
1 1		9枚目の内線番	国の機関が行う行政事務に関する情
		号	報であり、これを公にすることによ
			り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開
			示とした。
1 2		9枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公
		(内線番号を除	にすることにより、個人の権利利益を
		<.)	害するおそれがあるとともに、国の機
			関が行う行政事務に関する情報であ
			り、これを公にすることにより、当該
			事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
			れがあることから、法5条1号及び6
			号柱書きに該当するため不開示とし た。
1 3	文書 6	1 枚 目 、 2 枚	^-。 個人に関する情報であり、特定の個
	A ⊟ ∪	目、14枚目、	人を識別することができ、又は特定の
		16枚目及び2	個人を識別することはできないが、こ
		3枚目のそれぞ	れを公にすることにより、なお個人の
		れ一部	権利利益を害するおそれがあることか
			ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした。
1 4		12枚目の内線	国の機関が行う行政事務に関する情
		番号	報であり、これを公にすることによ
			り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に

		T	
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開
			示とした。
1 5		12枚目及び1	個人に関する情報であり、これを公
		3枚目のそれぞ	にすることにより、個人の権利利益を
		れ一部(12枚	害するおそれがあるとともに、国の機
		目の内線番号を	関が行う行政事務に関する情報であ
		除く。)	り、これを公にすることにより、当該
			事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
			れがあることから、法5条1号及び6
			号柱書きに該当するため不開示とし
			た。
1 6	文書 7	1 枚目、2 枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、14枚目、	人を識別することができ、又は特定の
		22枚目及び2	個人を識別することはできないが、こ
		5枚目のそれぞ	れを公にすることにより、なお個人の
		れ一部	権利利益を害するおそれがあることか
			ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした。
1 7		12枚目の内線	国の機関が行う行政事務に関する情
		番号	報であり、これを公にすることによ
			り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法5条6号柱書きに該当するため不開
			示とした。
1 8		12枚目及び1	個人に関する情報であり、これを公
		3枚目のそれぞ	にすることにより、個人の権利利益を
		れ一部(12枚	害するおそれがあるとともに、国の機
		目の内線番号を	関が行う行政事務に関する情報であ
		除く。)	り、これを公にすることにより、当該
			事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
			れがあることから、法5条1号及び6
			号柱書きに該当するため不開示とし
			た。
1 9	文書8	12枚目、21	個人に関する情報であり、特定の個

	T		T
		枚目、22枚目	人を識別することができ、又は特定の
		及び26枚目の	個人を識別することはできないが、こ
		それぞれ一部	れを公にすることにより、なお個人の
			権利利益を害するおそれがあることか
			ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした。
2 0		10枚目の内線	国の機関が行う行政事務に関する情
		番号	報であり、これを公にすることによ
			り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法5条6号柱書きに該当するため不開
			示とした。
2 1		10枚目及び1	個人に関する情報であり、これを公
		1枚目のそれぞ	にすることにより、個人の権利利益を
		れ一部(10枚	害するおそれがあるとともに、国の機
		目の内線番号を	関が行う行政事務に関する情報であ
		除く。)	り、これを公にすることにより、当該
			事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
			れがあることから、法5条1号及び6
			号柱書きに該当するため不開示とし
			た。
2 2	文書 9	1 枚目、2 枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、11枚目、	人を識別することができ、又は特定の
		18枚目及び1	個人を識別することはできないが、こ
		9枚目のそれぞ	れを公にすることにより、なお個人の
		れ一部	権利利益を害するおそれがあることか
			ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした。
2 3		9枚目の内線番	国の機関が行う行政事務に関する情
		号	報であり、これを公にすることによ
			り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法5条6号柱書きに該当するため不開
	i .	ı	1

			示とした。
2 4		9枚目、10枚	個人に関する情報であり、これを公
		目及び20枚目	にすることにより、個人の権利利益を
		のそれぞれ一部	害するおそれがあるとともに、国の機
		(9枚目の内線	関が行う行政事務に関する情報であ
		番号を除く。)	り、これを公にすることにより、当該
			事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
			れがあることから、法5条1号及び6
			号柱書きに該当するため不開示とし
			た。
2 5	文書 1 0	1 枚 目 、 2 枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、9枚目、1	人を識別することができ、又は特定の
		0枚目、18枚	個人を識別することはできないが、こ
		目、19枚目、	れを公にすることにより、なお個人の
		27枚目、28	権利利益を害するおそれがあることか
		枚目、37枚	ら、法5条1号に該当するため不開示
		目、39枚目、	とした。
		41枚目、43	
		枚目、47枚	
		目、54枚目、	
		62枚目、70	
		枚目、79枚目	
		から86枚目ま	
		で、92枚目、	
		94枚目、96	
		枚目及び98枚	
		目のそれぞれ一	
		部	
2 6		45枚目、92	国の機関が行う行政事務に関する情
		枚目、94枚	報であり、これを公にすることにより
		目、96枚目、	り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
		98枚目及び1	いは必要な部外との連絡・調整に支障
		02枚目のそれ	を来すなど、当該事務の適正な遂行に
		ぞれ内線番号	支障を及ぼすおそれがあることから、 法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開
			伝 3 米 0 万仕青さに該当りるため小開
9.7		4.5 枚日 0.2	
2 7		45枚目、92	個人に関する情報であり、これを公

	T		
		枚目、94枚	にすることにより、個人の権利利益を
		目、96枚目、	害するおそれがあるとともに、国の機
		98枚目及び1	関が行う行政事務に関する情報であ
		02枚目のそれ	り、これを公にすることにより、当該
		ぞれ一部(それ	事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
		ぞれ内線番号を	れがあることから、法5条1号及び6
		除く。)	号柱書きに該当するため不開示とし
			た。
2 8	文書 1 1	1 枚目、2 枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、13枚目及	人を識別することができ、又は特定の
		び22枚目から	個人を識別することはできないが、こ
		24枚目までの	れを公にすることにより、なお個人の
		それぞれ一部	権利利益を害するおそれがあることか
			ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした。
2 9		11枚目の内線	国の機関が行う行政事務に関する情
		番号	報であり、これを公にすることによ
			り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開
			示とした。
3 0		11枚目、12	個人に関する情報であり、これを公
		枚目及び29枚	にすることにより、個人の権利利益を
		目のそれぞれ一	害するおそれがあるとともに、国の機
		部(11枚目の	関が行う行政事務に関する情報であ
		内線番号を除	り、これを公にすることにより、当該
		<.)	事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
			れがあることから、法5条1号及び6
			号柱書きに該当するため不開示とし
			た。
3 1	文書 1 2	1枚目、2枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、12枚目、	人を識別することができ、又は特定の
		15枚目、25	個人を識別することはできないが、こ
		枚目及び29枚	れを公にすることにより、なお個人の
		目のそれぞれ一	権利利益を害するおそれがあることか

		辛 [3	ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした。
3 2		13枚目の内線	国の機関が行う行政事務に関する情
		番号	報であり、これを公にすることによ
			り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開
			示とした。
3 3		13枚目及び3	個人に関する情報であり、これを公
		2枚目のそれぞ	にすることにより、個人の権利利益を
		れ一部(13枚	害するおそれがあるとともに、国の機
		目の内線番号を	関が行う行政事務に関する情報であ
		除く。)	り、これを公にすることにより、当該
			事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
			れがあることから、法5条1号及び6
			号柱書きに該当するため不開示とし
0.4	1.# · ·	4 W. D. O. W.	た。 加口2月12日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日1
3 4	文書 1 3	1枚目、2枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、9枚目、1	人を識別することができ、又は特定の
		2枚目、19枚目及び20枚目	個人を識別することはできないが、これないにすることにより、なお個人の
		目及び 2 0枚目 のそれぞれ一部	れを公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあることか
		ODE AUTEAU ED	権利利益を告りるねてれがめることが
			とした。
3 5		 10枚目の内線	こった。 国の機関が行う行政事務に関する情
		番号	報であり、これを公にすることによ
		ш У	り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開
			示とした。
3 6		10枚目及び2	個人に関する情報であり、これを公
		6枚目のそれぞ	にすることにより、個人の権利利益を
		れ一部(10枚	害するおそれがあるとともに、国の機

		ロの中位亚ロナ	問ぶたるたか声数に問よりは却った
		目の内線番号を	関が行う行政事務に関する情報であ
		除く。) 	り、これを公にすることにより、当該
			事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
			れがあることから、法5条1号及び6
			号柱書きに該当するため不開示とし
	_		た。
3 7	文書 1 4	1 枚 目 、 2 枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、24枚目、	人を識別することができ、又は特定の
		37枚目及び4	個人を識別することはできないが、こ
		8枚目のそれぞ	れを公にすることにより、なお個人の
		れ一部	権利利益を害するおそれがあることか
			ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした。
3 8		22枚目の内線	国の機関が行う行政事務に関する情
		番号	報であり、これを公にすることによ
			り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法5条6号柱書きに該当するため不開
			示とした。
3 9		22枚目及び2	個人に関する情報であり、これを公
		3枚目のそれぞ	にすることにより、個人の権利利益を
		れ一部(22枚	害するおそれがあるとともに、国の機
		目の内線番号を	関が行う行政事務に関する情報であ
		除く。)	り、これを公にすることにより、当該
			事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
			れがあることから、法5条1号及び6
			号柱書きに該当するため不開示とし
			た。
4 0	文書 1 5	1枚目、2枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、11枚目、	人を識別することができ、又は特定の
		18枚目及び2	個人を識別することはできないが、こ
		4枚目のそれぞ	れを公にすることにより、なお個人の
		れ一部	権利利益を害するおそれがあることか
			ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした。
I	İ	I	1

	1		
4 1		9枚目及び19	国の機関が行う行政事務に関する情
		枚目のそれぞれ	報であり、これを公にすることによ
		内線番号	り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法5条6号柱書きに該当するため不開
			示とした。
4 2		9枚目、19枚	個人に関する情報であり、これを公
		目及び23枚目	にすることにより、個人の権利利益を
		のそれぞれ一部	害するおそれがあるとともに、国の機
		(9枚目及び1	関が行う行政事務に関する情報であ
		9枚目のそれぞ	り、これを公にすることにより、当該
		れ内線番号を除	事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
		⟨ 。)	れがあることから、法5条1号及び6
			号柱書きに該当するため不開示とし
			た。
4 3	文書 1 6	1枚目、2枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、4枚目、1	人を識別することができ、又は特定の
		4枚目及び22	個人を識別することはできないが、こ
		枚目から25枚	れを公にすることにより、なお個人の
		目までのそれぞ	権利利益を害するおそれがあることか
		れ一部	ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした。
4 4		12枚目の内線	国の機関が行う行政事務に関する情
		番号	報であり、これを公にすることによ
			り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法5条6号柱書きに該当するため不開
			示とした。
4 5		12枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公
		(内線番号を除	にすることにより、個人の権利利益を
		⟨ 。)	害するおそれがあるとともに、国の機
			関が行う行政事務に関する情報であ
			り、これを公にすることにより、当該

			事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
			れがあることから、法5条1号及び6
			号柱書きに該当するため不開示とし
			た。
4 6	文書 1 7	1枚目、2枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、12枚目、	人を識別することができ、又は特定の
		20枚目及び2	個人を識別することはできないが、こ
		1枚目のそれぞ	れを公にすることにより、なお個人の
		れ一部	権利利益を害するおそれがあることか
			ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした。
4 7		10枚目の内線	国の機関が行う行政事務に関する情
		番号	報であり、これを公にすることによ
			り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法5条6号柱書きに該当するため不開
			示とした。
4 8		10枚目から1	個人に関する情報であり、これを公
		3枚目まで及び	にすることにより、個人の権利利益を
		20枚目のそれ	害するおそれがあるとともに、国の機
		ぞれ一部(10	関が行う行政事務に関する情報であ
		枚目の内線番号	り、これを公にすることにより、当該
		を除く。) 	事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
			れがあることから、法5条1号及び6
			号柱書きに該当するため不開示とし
4.0		4 W. □ □ □ U	た。 加口用上フは担ぐより、此点の四
4 9	文書 1 8	1 枚目、2枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、12枚目、	人を識別することができ、又は特定の
		20枚目及び2	個人を識別することはできないが、こ
		1枚目のそれぞ	れを公にすることにより、なお個人の
		れ一部	権利利益を害するおそれがあることか
			ら、法5条1号に該当するため不開示
F 0		104日の中始	とした。
5 0		10枚目の内線	国の機関が行う行政事務に関する情報であります。
		番号	報であり、これを公にすることによ

り、偽計等の対象とされ、緊急時でいは必要な部外との連絡・調整に を来すなど、当該事務の適正な遂行 支障を及ぼすおそれがあることから	
を来すなど、当該事務の適正な遂行	え障
	- , ,
	うに
) ,
法5条6号柱書きに該当するためる	「開
示とした。	
51 10枚目から1 個人に関する情報であり、これを	公公
3枚目まで及び にすることにより、個人の権利利益	を
20枚目のそれ 害するおそれがあるとともに、国の)機
ぞれ一部(10 関が行う行政事務に関する情報で	ぎあ
枚目の内線番号 り、これを公にすることにより、	台該
を除く。) 事務の適正な遂行に支障を及ぼする	さそ
れがあることから、法5条1号及び	ド6
号柱書きに該当するため不開示と	こし
た。	
52 文書19 1枚目、2枚 個人に関する情報であり、特定の	つ個
目、10枚目、 人を識別することができ、又は特別	己の
11枚目、21 個人を識別することはできないが、	
枚目、29枚 れを公にすることにより、なお個/	(0)
目、37枚目か 権利利益を害するおそれがあること	こか
ら39枚目まで ら、法5条1号に該当するため不同	昇示
及び42枚目のとした。	
それぞれ一部	
53 19枚目の内線 国の機関が行う行政事務に関する	5情
番号 報であり、これを公にすることに	こよ
り、偽計等の対象とされ、緊急時間	らる
いは必要な部外との連絡・調整に到	え障
を来すなど、当該事務の適正な遂行	うに
支障を及ぼすおそれがあることから) ,
法 5 条 6 号柱書きに該当するためる	に開
示とした。	
54 19枚目から2 個人に関する情報であり、これる	公公
2枚目まで、2 にすることにより、個人の権利利益	を
9枚目及び30 害するおそれがあるとともに、国の)機
	ごあ
一部(19枚目 り、これを公にすることにより、	台該

		<.)	れがあることから、法5条1号及び6 号柱書きに該当するため不開示とし
			た。
5 5	文書 2 0	1 枚目、2 枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、13枚目、	人を識別することができ、又は特定の
		22枚目及び2	個人を識別することはできないが、こ
		3枚目のそれぞ	れを公にすることにより、なお個人の
		れ一部	権利利益を害するおそれがあることか
			ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした
5 6		11枚目の内線	国の機関が行う行政事務に関する情
		番号	報であり、これを公にすることによ
			り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開
			示とした。
5 7		1 1 枚目から1	個人に関する情報であり、これを公
		4枚目まで及び	にすることにより、個人の権利利益を
		22枚目のそれ	害するおそれがあるとともに、国の機
		でれ一部(11)	関が行う行政事務に関する情報であ
		枚目の内線番号	り、これを公にすることにより、当該
		を除く。) 	事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
			れがあることから、法5条1号及び6
			号柱書きに該当するため不開示とし た。
5 8	文書 2 1	1 枚 目 、 2 枚	^-。
0.0	入日21	目、9枚目、1	人を識別することができ、又は特定の
		1、3枚日、1 4枚目及び15	個人を識別することはできないが、こ
		枚目のそれぞれ	れを公にすることにより、なお個人の
		一部	権利利益を害するおそれがあることか
		,.,	ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした。
5 9		7枚目の内線番	国の機関が行う行政事務に関する情
		号	報であり、これを公にすることによ
			り、偽計等の対象とされ、緊急時ある

		I	
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法5条6号柱書きに該当するため不開
			示とした。
6 0		7枚目から9枚	個人に関する情報であり、これを公
		目まで及び14	にすることにより、個人の権利利益を
		枚目のそれぞれ	害するおそれがあるとともに、国の機
		一部(7枚目の	関が行う行政事務に関する情報であ
		内線番号を除	り、これを公にすることにより、当該
		< 。)	事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
			れがあることから、法5条1号及び6
			号柱書きに該当するため不開示とし
			た。
6 1	文書 2 2	1 枚目、2 枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、12枚目、	人を識別することができ、又は特定の
		20枚目及び6	個人を識別することはできないが、こ
		2枚目のそれぞ	れを公にすることにより、なお個人の
		れ一部	権利利益を害するおそれがあることか
			ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした。
6 2		10枚目の内線	国の機関が行う行政事務に関する情
		番号	報であり、これを公にすることによ
			り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法5条6号柱書きに該当するため不開
			示とした。
6 3		10枚目から1	個人に関する情報であり、これを公
		3枚目まで及び	にすることにより、個人の権利利益を
		20枚目のそれ	害するおそれがあるとともに、国の機
		ぞれ一部 (10	関が行う行政事務に関する情報であ
		枚目の内線番号	り、これを公にすることにより、当該
		を除く。)	事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
			れがあることから、法5条1号及び6
			号柱書きに該当するため不開示とし

			た。
6 4	文書 2 3	1 枚目、2 枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目、11枚目、	人を識別することができ、又は特定の
		18枚目及び2	個人を識別することはできないが、こ
		0枚目のそれぞ	れを公にすることにより、なお個人の
		れ一部	権利利益を害するおそれがあることか
			ら、法5条1号に該当するため不開示
			とした。
6 5		9枚目及び21	国の機関が行う行政事務に関する情
		枚目のそれぞれ	報であり、これを公にすることによ
		内線番号	り、偽計等の対象とされ、緊急時ある
			いは必要な部外との連絡・調整に支障
			を来すなど、当該事務の適正な遂行に
			支障を及ぼすおそれがあることから、
			法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開
			示とした。
6 6		9枚目から12	個人に関する情報であり、これを公
		枚目まで、19	にすることにより、個人の権利利益を
		枚目及び21枚	害するおそれがあるとともに、国の機
		目のそれぞれ一	関が行う行政事務に関する情報であ
		部(9枚目及び	り、これを公にすることにより、当該
		21枚目のそれ	事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
		ぞれ内線番号を	れがあることから、法5条1号及び6
		除く。)	号柱書きに該当するため不開示とし
			た。